

ドイツ大学における明治期の日本人留学生の学籍登録情況

森 川 潤

はじめに

医者スレハ 初ハ和蘭 后獨乙 もどりに遊べ 英の龍動⁽¹⁾

慶応三年六月、青木周蔵は長崎において留学の藩命をまちながら、戯れ歌を詠む。青木は、どの国に留学するか決めかねていた。しかし、その一年あまりのちにプロイセンへ旅立つ。

青木は、萩藩寒村の地下医の子に生まれる。のちに萩藩医の名家青木家に婿入りし、青木家の養嗣子という立場で、藩庁に「医学及ヒ衛生学」の研究のために西欧へ留学派遣するようお願いされる。萩藩軍制総掛国政方の木戸孝允に個人的に支援を要請し、藩庁から許諾をえる。青木家と木戸の実家である和田家とは近所同志、医者仲間として親交があった。第二次長州征伐以後、長州人は幕府直轄のオランダ医学学校である精得館に入ることが禁じられていたが、青木は精得館に出入りし、幕府伝習生や諸藩の伝習生とともに、「和蘭の醫書は大抵獨逸の翻譯書で、其本家の獨逸は大學も澤山あり、良醫も多く輩出し居る⁽²⁾」という認識をいだく。青木は、長崎において、高知藩の留学候補生である萩原三圭と親交をむすび、ともにプロイセンを留学国に選択する。

青木は、医学留学生としてドイツへ派遣されるが、ベルリン大学法学部に学籍登録しただけでなく、プロイセン欽定憲法の原理にもとづく「海外で書かれた唯一の私擬憲法」である「大日本政規」と「憲法制定の理由書」起草する⁽⁴⁾。さらに、北ドイツ連邦留学生総代として在外公使にあたる弁務使の職掌を代行し、「一時百餘名の留学生」を監督する⁽⁵⁾。青木は、職務の一環として、ベルリンに到着した大学東校留学生、北白川宮能久の随員、ロシア留学生などに専攻を変更するようすすめたり、ドイツにとどまるよう説得したりする。

青木は、その理由について、次のように述べている。

留学生ハ此ノ如ク多数ナリシト虽モ、其ノ大部分ハ醫學修行者ニ非サレハ則チ兵學研究者ナリ、然レトモ一國ノ文明ハ單ニ醫學若クハ兵學ノ研究ノミニテ増進スルモノニアラサルカ故ニ、予ハ幾多ノ留学生ヲシテ各其ノ長所若クハ嗜好ニ從ヒ、或ハ政治經濟ノ學ヲ修メ、或ハ各種ノ工業ヲ實際的研究セシムルハ寧ロ國家カ廣ク知識ヲ世界ニ求メ國運ノ隆興ヲ計ラントシテ、多数ノ留学生ヲ海外ニ派遣スルノ主旨ニ副フモノト思惟セシ⁽⁶⁾。

大学東校留学生のなかにも青木の説得に応じるものがあらわれ、やがて次のような情況が生まれる。

此等ノ留学生前後歸朝シテ法令制定等ニ尽力シ特ニ帝國憲法ハ殆ント字國憲法ヲ直写セル如キ独逸思想ヲ以テ政治ノ新枢軸ヲ確立セリ⁽⁷⁾。

新政府がドイツへ留学生を派遣したのは、医学や軍事学を移植するためである。しかし、現実には予期せぬ留学が還元される。その結果、明治十四年の政変にむけ、「ドイツ化」の基盤が整備されることになる。

どのような留学生が、どのような目的をもち、はるか波濤をこえ、どのような大学都市で笈をおろしたのだろうか。どのような制度のもとで近代的な教育制度が整備されない段階の日本人留学生の学籍登録がみとめられたのだろうか。かれらは、いつ、どのような教授スタッフのもとで、どのような講義を聴講したのだろうか。どこに住み、どのよう

な交友関係をもったのだろうか。

本稿は、「ドイツ化」の基盤を整備し、「ドイツ一辺倒の風潮」⁽⁸⁾を体现した人びとのドイツにおける動静の一端を明らかにすることを課題とする。

ドイツ大学の学籍登録者名簿は、こうした疑問に回答する基礎的な資料である。本稿では、ベルリン、ボン、ブレーラウ、エアランゲン、フライブルク、ギーセン、ゲッティンゲン、ハレ、ハイデルベルク、イエナ、ライプチヒ、マールブルク、ミュンヘン、シュトラスブルク、テュービンゲン、ヴェルツブルクといったドイツ帝国の諸大学をとりあげた。政変後、憲法起草のため渡欧した伊藤博文に講義をおこなった行政法学者シュタイン (Lorenz von Stein) が所属するウィーン大学についても調査した。ただし、当該大学でさえ、学籍登録者名簿が散逸しているばあいもあり、コピーやマイクロフィルムが入手できないばあいも少なくない。したがって、ベルリン大学やミュンヘン大学のように、当該期間をもれなく調査できたのはむしろ例外である。なお、プロイセン北東部に位置するフランクフルト・アン・デア・オーダー、グライフスヴァルト、ケーニヒスベルク、ロストックの諸大学、ドイツ北部のバルト海に面するキールの大学については、いずれ補完しなければならない。

本稿は、大学東校留学生がはじめてベルリン大学に学籍登録した明治三(一八七〇)年から、明治政府の知的中枢として位置づけられた帝国大学に講座制が導入され、原則として日本人教員が講座を担当することになり、形式的であるにせよ、アカデミックなレヴェルでの近代的自立が実現する明治二十六(一八九三)年までを調査期間とする。日本人留学生の全体的な動態を把握するために、調査の対象とする明治三年から明治二十六年までの期間を五つの時期に区分し、時期ごとに日本人留学生の修学傾向を通覧する。当該期間は、便宜的に五年間で区切り、明治三年から明治七年までを第一期、明治八年から明治十二年までを第二期、明治十三年から明治十七年までを第三期、明治十八年か

ら明治二十二年までを第四期、明治二十三年から明治二十六年までの四年間を第五期とする。対象期間より以前に学籍登録した日本人留学生は、第一期留学生とみなす。

第一節 第一期(明治三〜七年)

第一期は、明治三年の海外留学規則により西欧の學術・技術を国策として移植しはじめた明治三(一八七〇)年から、官費留学生にたいする一斉帰国命令により明治五年の学制の海外留学規則にもとづく官費留学制度が崩壊する明治七(一八七四)年までの期間である。第一期は、草創期ともいふべき時期であり、日本人留学生の修学傾向として、次のような特徴を指摘することができる。

第一に、日本人学籍登録者のうち、医学を専攻するものが六十パーセントを占め、医学留学生が主体であった。他の時期とくらべても、医学留学生の占める比率がもつともたかい。それは、新政府が、明治二年十二月にドイツ人医師の招聘を決定し、翌三年十二月にドイツへ送り出した大学東校留学生、藩費留学生、私費留学生が学籍登録しはじめたからである。

兵制については、新政府は、明治三年十月に「兵制ノ儀ハ 皇國一般之法式可レ被レ爲レ立候得共、今般常備兵員被レ定候ニ付テハ、海軍ハ英吉利式、陸軍ハ佛蘭西ヲ斟酌御編成相成候⁹⁾」と達し、海軍はイギリス、陸軍はフランスをモデルとすることを決定する。医学に関しては、「ドイツ医学の採用¹⁰⁾」と表現される出来事があり、新政府がドイツから移植することを決定する。以下、その経緯について整理しておく。

明治二年一月、佐賀藩医相良知安と福井藩医岩佐純が「醫學校取調御用掛」に任命され、医学教育の改革にたずさ¹¹⁾

わることになる。ともに天保七（一八三七）年に藩医の子に生まれ、佐倉の佐藤舜海の順天堂と長崎のポンペ（Pompe van Meerdervoort）とボードイン（Antonius Franciscus Baudin）の養生所・精得館でオランダ医学をまなぶ。ふたりは、共通の師をもち、開明的な藩主に侍医としてつかえていた。相良は、長崎でボードインからオランダ留学をすすめられたこともある⁽¹²⁾。

岩佐が「思慮周密で温順な人」であるのにたいし、相良は「すこぶる見識も高く、自信の強い、談論風発、氣骨稜々たる圭角ある大議論家」である⁽¹³⁾。相良は、「方今大ニ四方海外之醫法を撰ひ、至理を撮揚し、更ニ皇國の確然として速ニ獨立いたし、遂ニ海外ニ卓絶仕候途、精々取調候處、所詮左之通に無レ之候而は相叶間敷奉存候」として、医学教育の改革のための三つの基本方針を提示する⁽¹⁴⁾。

その第三の方針は、ドイツが「醫學萬國秀絶」しているとして、「壯年盛學之醫」をドイツ本国から招聘するといふものである。「和蘭醫書ハ大半独人ノ著述ヲ翻訳セシモノ」であり、ドイツ医学は世界的に先進的な地位を占めている⁽¹⁵⁾という認識は、長崎のオランダ人医師による医学伝習において芽生え、幕府伝習生や諸藩の伝習生のあいだで共有されていた。しかし、現実にはイギリス公使館付医官ウィリス（William Willis）が「病人竝怪我人治療の外に本道外科の數術におゐて日本人醫師に傳習」していた⁽¹⁶⁾。長崎での医学伝習を経験していない島村鼎甫、石井謙道などは「英國醫學ノ方ニ賛成デアツタ」⁽¹⁷⁾、つまりウィリスを支持していた。相良は、実弟の元貞、長谷川泰、石黒忠恵などとともにウィリスの排斥を画策し、授業妨害さえもいとわな⁽¹⁸⁾い。

十月になると、東京の医学学校教師ウィリスが任期途中で辞職を願ひでる。外務卿沢宣嘉は、同月二十五日、大納言岩倉具視の要請によりイギリス公使館へおもむき、公使パークス（Harry Smith Parkes）と面談する。そのさいの対話の内容は、「巳十月廿五日英國公使館於テウキリス一條ニ付同國公使へ澤外務卿對話書」⁽¹⁹⁾としてまとめられている。

すでに全文を紹介したので、要点を述べるにとどめる。⁽²⁰⁾

まず、第一に、ウイリスは任期を三カ月残し、みずから辞職を願ひでる。相良と岩佐が着任したのち、「一局中百事差圖」、すなわち指揮・命令権をめぐり、ウイリスとかれらのあいだに確執が生じ、ウイリスの活動が制約される。しかも、ウイリスは二百人ほどの患者をかかえ、毎日、二十人ほどの手術にたずさわ⁽²¹⁾るために、学生の指導にあたる余裕はない。講義妨害は、そうしたウイリスの弱点をついたものである。ウイリスは臨床医としてたかい評価をえていたが、医学校をドイツをモデルとした医師養成機関に改革しようとする相良は、「英醫偉理私教師ノ任ニタエズシテ醫道ノ基本建ズ」といった評価をくだす。自主的な辞職であることは事実であるが、それが確執や排斥運動に起因する以上、相良が「ウリースヲ退テ」と表現した⁽²²⁾としても誤りではない。⁽²³⁾

第二に、沢があくまでも西洋人医師の確保という観点からパークスに後任医師の斡旋を依頼するの⁽²⁴⁾にたいし、パークスは後任医師の着任とはかかわりなく、ただちにウイリスの辞職を認めるよう要求する。政府は、少なくとも明治二年十月二十五日の段階においては、イギリス人医師に医学校と病院を委ねるとい⁽²⁵⁾う方針を変更していない。しかし、パークスは、イギリス人医師の斡旋については消極的である。

医学校では、相良、岩佐をはじめボードインに直接師事したものが多数をしめる。しかし、ウイリスが辞職したのちにも、東京の医学校の管轄下にある大坂府医学校病院に勤務するボードインを招請しようという動きはみられない。それは、相良が「天下醫學ノ英粹獨逸國ニアリ獨逸國中殊ニ普魯士ヲ推シテ第一トナスガ故ニ普國教師ヲ呼ビ皇國ノ醫道ヲ起サスンハ他日海外列邦ト昇峙シ難キ⁽²⁶⁾」と主張し、ドイツ人教師の招聘を企図していたためである。しかし、それは医学校の有志の個人的な意向にすぎず、政府レヴェルではドイツ医学への転換など話題にもなっていない。

ウイリスは、十月二十八日、イギリス公使館通訳官アストン (W. G. Aston) の立会のもとで、鹿兒島藩と契約を

むすび、翌十一月十四日付でパークスに副領事の辞職願いを提出する。医学校では、ウイリスが辞職したのち、外国人医師の不在が続く。イギリス公使パークスが後任医師を推薦しないために、すでに、後任人事について外交的な配慮の必要もなくなっていた。

政府は、十一月には医学校の後任教師の人事問題を白紙にもどし、医学校から意見を聴取する。ようやく、相良の出版が訪れ、「相良知安銳意政府ニ建言シ」、その結果、「廟議一決遂ニ教師二名ヲ普國ニ約セリ」といったような劇的な展開があったといわれる。⁽²⁵⁾ イギリス公使パークスに要請し、ウイリスに戊辰戦争の傷病兵の治療にあたらせたのは、岩倉具視である。岩倉は、「醫師は病痾を退治す可きの將軍に有之候」として待医に「洋法醫師」を採用するほどの西洋医学の信奉者である。⁽²⁶⁾ 岩倉が医学知識にもとづいて意識的にイギリス医学を選択したのではないとしても、あらたにドイツ人医師を招聘するためには、諸参議に根回しておく必要がある。

そのために、相良らは、まず、政府顧問の開成学校教師フルベッキ (Guido Herman Fridolin Verbeck) から「今日西洋医学は独逸が一番進歩している」という証言をもらい、「政府要路の人々」にたいする説得をおこなう。そのさい、フルベッキの長崎時代の弟子である副島種臣が「万事は立憲君主国たる独逸に倣うがよい」と同調する。かれらは、「建白書」を作成する。⁽²⁷⁾ それは、『医制五十年史』におさめられている「相良知安の意見」とおなじ内容のものと思われる。「意見」には、「佛方の奢侈は未だ國富に適せず」、「蘭は已に國勢弱くして直に獨佛の書を讀んで翻譯せり、英は國人を侮り、米は新國にして醫餘り無し、獨は國體稍や吾に似て」といった政治的視点ももりこまれている。⁽²⁸⁾ 同じ十一月には、開成学校の校務を統括する大学大丞加藤弘之が開成学校にドイツ人語学教師を招聘するよう建議する。⁽²⁹⁾ 明治二年十二月四日、太政官では、「大學大目的」、すなわち大学が提出した大学校改革案について協議がおこなわれる。会議では、大学校改革案の審議にひきつづき、「來午年會計目的」が協議され、明治三年度の大学校関係の予

算も決定される。明治二年四月には、昌平学校には年間「金九千六百兩」、開成学校には年間「金一萬八千兩」の予算が計上されていたが、この会議ではあらたに医学所に「金三萬六千兩」の予算が認められたばかりでなく、「外国留學」に「金一萬五千兩」、「開成所雇人外國人」に「弗一萬六千三百二拾枚」、「醫學所雇人外國人」に「弗九千六百枚」という予算が計上される。「金一兩」と「弗一枚」は等価である。ちなみに、外務省の年間予算は「金二萬四千兩」である。

医学校については、三万六千兩の年間予算が計上されたばかりでなく、「醫學所雇人外國人」に「弗九千六百枚」が予算計上される。医学校は、国権の最高機関である太政官の庶務中枢の役割をになう弁官と折衝し、十二月八日付で弁官にウイリスの後任として「プロイセン國」から「盛學ノ醫官二人」、しかも「英語ヲ以教授イタシ候者」を招聘したいと伺う⁽³⁰⁾。

伺は裁可され、大学はただちに外務省をとおしてドイツ人医師の雇用条件について北ドイツ連邦公使館と折衝をはじめ。その後、普仏戦争の勃発により、ドイツ人教師の着任が遅れることがわかり、大学は十二月二十二日付でアメリカ人医師シモンズ (Duane B. Simmons) を暫定的に雇用したいと弁官に伺う。おそくとも明治二年十二月二十二日までは、太政官においてドイツ人教師の招聘の伺が評決され、「ドイツ医学の採用」が正式に決定していたことが窺われる。

大学は、太政官の指示により外務省をとおして北ドイツ連邦公使館と教師の雇用条件について交渉してきたが、明治三年二月二日付で医学教師と語学教師のそれぞれについて契約書案を添えて、弁官に承認を願ひでる。大学東校医師の契約書案⁽³¹⁾によれば、第一に、明治二年十二月八日付のドイツ人医師招聘の伺に明示された英語という教授用語に関する文言が削除される。それは、ドイツ語が教授用語となることを意味する。ドイツ人医師に、従来の医学教育の

根本的な改革と、近代的な医学教育機関の創設という役割を委ねる以上、もはや教授用語の変更による教育の混乱を配慮する必要もない。第二に、第一等医師は大学東校教頭として教学に責任を負うが、学則、教育課程については、大丞、大博士に諮り、別当の承認をえただうえで施行しなければならぬ。契約書案は、そのほか、俸給、住居、旅費、仕度金について規定する。

弁官は、大蔵省から「獨逸國醫師」と「普魯士國語學教師」の「月給旅費等」について「不相當ノ廉毛相見不申候」という回答をえる。⁽³²⁾ 二月中旬には、日本政府と北ドイツ連邦代理公使ブランドとのあいだで書簡による交渉がはじまる。外務大輔寺島宗則、大学別当松平慶永、外務卿沢宣嘉は、北ドイツ連邦代理公使ブランド (Max Scipio von Brandt) に契約書案を送付し、ブランドから返書をうけとる、ブランドは、まず日本政府の要請を「拙者本懐」であると歓迎の意をしめしたうえで、教頭を兼ねる「第一等醫者」が大学別当に直属し、日本政府が雇い入れた外国人教師や「士官」の支配を受けることがないよう要望する。ブランドは、すでにプロイセン政府に書翰を送り、軍医長 (Obermilitärärzte) を派遣するよう要請していた。それは、軍の階級制度 (Kriegskaste) に帰属することによって名望をえることが可能であり、天皇の侍医 (Leibarzte seiner Majestät des Tenno) になることも可能であると判断したからである。⁽³⁴⁾ブランドの要望や期待は、ふたりの医師が着任したさいに実現し、近代的な医学教育の創始の任は、すべてドイツ人教師に委ねられることになる。

その後、医師の着任がさらに遅れることが判明し、三月以降、横浜や築地の居留地に在住する西洋人医師を暫定的に雇用する。しかし、教師としての資質が疑問視され、ドイツ人医師が着任するまで、暫定的に外国人教師を雇用することを断念する。八月になると、ドイツ人医師の到着をまちかねた医学生がドイツへおもむきはじめる。⁽³⁵⁾

まず、八月に、木脇良太郎と原桂仙がそれぞれ佐土原藩、松代藩をとおして、ドイツ留学の裁可を願ひでる。⁽³⁵⁾木脇

は大学東校生徒である。原は佐倉順天堂にまなんだのち、松本良順の蘭疇舎の内塾生となるが、良順のすすめにより「産科研究」のために渡独する。十月にも篠山藩の石川順三も、ドイツ留学を太政官に願いで、裁可される。⁽³⁶⁾

大学東校では、ドイツ人医師が来着しないため、学生が不満をつのらせていた。少助教の石黒忠恵は、しばしば麻布善福寺の北ドイツ連邦公使館をたずね、医師の派遣を督促する。⁽³⁷⁾しかし、ふたりのドイツ人医師がいつ来着するか見込みがたない。大学東校は、十月十日付で留学生のドイツ派遣について弁官にうかがい、留学生が帰国後お雇い教師にかわり教授活動にあたり、「皇國之醫學獨立」⁽³⁸⁾を実現するという構想をしめす。ふたりのドイツ人医師が来日するにしても、日本人教官による医学の近代的自立をめざすとすれば、「諸科専門」の専門分化がすすんでいる海外へ留学生を派遣する必要がある。

伺いが二日後には裁可されたために、大学東校は人選をおこない、閏十月三日付で「西洋留學生」のリストを添付し、伺を再度提出する。弁官が二日後に大蔵省へ達したのち、閏十月十七日付で伺は聴許される。⁽³⁹⁾伺では十名であった留学生数は、人選の段階で十三名に増員される。留学生の増員は、在独の青木周蔵、萩原三圭、佐藤進を東校留学生にきりかえたためである。大学東校は、大学東校とその管轄下にある長崎医学校や大阪医学校から、池田謙齋、相良元貞、山脇玄といった教官のほか、学生のなかから大沢謙二、長井長義、尾崎平八郎、荒川邦蔵、北尾次郎、今井巖、大石良乙を選ぶ。

在独の三人は、一八七〇年冬学期に学籍登録するが、後続の大学東校留学生や藩費留学生は、ドイツ語の習得に苦慮しながら、一八七一年冬学期から一八七三年夏学期にかけてベルリン大学に学籍登録する。これらの医学留学生十二名が医学部に学籍登録する。第一期のドイツ留学生のなかには、普仏戦争を契機として軍事学を専攻するものも多いが、かれらは大学ではなく、軍事アカデミーのような専門教育機関に修学の間をもとめる。

表一 日本人留学生の学籍登録の推移

	小 計	神学部	法学部	医学部	哲学部	その他
第1期 1870S-74W	106	0	19	66	21	0
	79.0	0	17.9	62.2	19.8	0
第2期 1875S-79W	48	0	15	12	21	0
	75.0	0	31.3	25.0	43.8	0
第3期 1880S-84W	182	0	19	108	56	4
	48.9	0	10.4	59.3	30.8	2.2
第4期 1885S-89W	624	3	181	242	189	9
	38.1	0.5	29.0	38.8	30.3	1.4
第5期 1890S-93W	498	0	87	240	158	13
	28.7	0	17.5	48.2	31.7	2.6
合 計	1.458	3	298	655	452	26
	40.5	0.2	20.4	44.9	31.0	1.8

※ 「小計」欄下段はベルリン大学学籍登録者の占める比率(%)、各学部上段は当該学部学籍登録者延数、下段は各時期における当該学部の学籍登録者の占める割合(%)をしめす。

第二の特徴は、ドイツ留学生のなかに専攻を変更するものがあらわれたり、留学国をドイツに変更するものがあらわれたことである。その中心的な役割を演じたのが北ドイツ連邦留学生総代の青木周蔵である。青木は、萩藩から医学修業のために三年間、プロイセンへ留学するよう命じられるが、みずからベルリン大学法学部に学籍登録しただけでなく、明治四年一月(一八七一年三月)から二月にかけてベルリンに到着した大学東校留学生、北白川宮能久の随員などに専攻を変更するようすすめる。青木は、総代として在外公使にあたる弁務使の職掌を代行し、「一時百餘名の留学生」を監督する。⁽⁴⁰⁾

青木は、「二国ノ文明ハ單ニ醫學若クハ兵學ノ研究ノミニテ増進スルモノニアラサル」として、⁽⁴¹⁾

北白川宮能久の随員だけでなく、大学東校留学生にも専攻を再検討するよう説得する。

大学東校ヨリ派遣セラレシ留学生中山脇氏ハ其ノ長崎医学校ニ在リシ時ヨリ予ノ知ル所ニシテ蘭學ヲ能クシ且氣骨アリ荒川氏ハ曾テ山口藩ノ医学校ニアリシ際蘭語文典ノ教授ヲ予ヨリ受タルコトアリ両氏共ニ文學ノ才ニ富メ

表二 十九世紀後半のドイツ諸大学における学籍登録者数の変遷

	1	2	3	4	5	ドイツ帝国全 大学の学籍登 録者総数
1850 ～59	ベルリン 35,814	ミュンヘン 31,964	ボ ン 16,923	ブレスラウ 16,653	ライプチヒ 16,620	241,919
1860 ～69	ベルリン 40,497	ミュンヘン 25,001	ライプチヒ 21,654	ブレスラウ 18,641	ボ ン 17,995	264,874
1870 ～79	ライプチヒ 53,027	ベルリン 46,027	ミュンヘン 25,181	ブレスラウ 21,971	ハ レ 18,734	330,541
1880 ～89	ベルリン 91,240	ライプチヒ 64,745	ミュンヘン 54,849	ハ レ 29,239	ブレスラウ 27,405	518,529
1890 ～99	ベルリン 95,296	ミュンヘン 73,644	ライプチヒ 62,985	ボ ン 31,302	ハ レ 28,047	579,585

- 1) Franz Eulenburg, Die Frequenz der deutschen Universitäten, Leipzig 1904. 巻末資料により作成。
- 2) 下段数字は、各大学における10年間の学籍登録者の総計。

ルヲ以テ政治学ヲ研究センコトヲ勸告シ終ニ学友池田謙
齋等ノ反対ヲ慰諭シ且大学ノ命ヲ矯メテ政治学ヲ修ムル
コトニ決心セシメタリ⁽⁴²⁾
山脇玄と荒川邦藏は、一八七三年夏学期に法学部に学籍登
録するが、ベルリン大学に学籍登録するまで二年あまりつい
やす。

暗中模索のなかで制定された制度や規定は、留学先におも
むいた留学生によつてあらためられる。その結果、明治十四
年の政変をむかえ、プロイセンをモデルとした立憲君主国家
が建設されることになる。

第三の特徴は、日本人留学生が北ドイツ連邦、とくにプロ
イセンの首都ベルリンに集中し、延べ八十四名、全体の八十
パーセントがベルリン大学に学籍登録した点である。第一期
に、日本人が学籍登録したのは、ベルリンのほか、ボン、
ゲッティンゲン、ライプチヒ、ハイデルベルクの諸大学であ
るが、ハイデルベルク大学だけが北ドイツ連邦ではなく、バー
デン大公国に属する。バイエルン王国のミュンヘン大学や
ヴュルテンベルク王国のテュービンゲン大学では第三期によ

森川：ドイツ大学における明治期の日本人留学生の学籍登録情況

表三 ドイツ大学における大学別の日本人学籍登録者数の変遷

	ベルリン	ボン	ブレスラウ	エアランゲン	フライブルク	ギーゼン	ゲッティンゲン	ハレ	ハイデルベルク	イエナ	ライプチヒ	マールブルク	ミュンヘン	シュトラスブルク	テュービンゲン	ヴュルツブルク
1870S-74W	84	3	0	0	0	0	1	0	13	0	5	0	0	0	0	0
1875S-79W	36	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	8	0	0
1880S-84W	89	2	0	1	1	0	0	3	15	0	20	0	9	33	3	6
1885S-89W	238	14	8	9	13	0	10	19	59	39	47	0	56	50	30	32
1890S-93W	143	10	4	16	42	0	22	21	24	28	36	2	45	34	38	33
小計	590	29	12	26	56	0	33	43	113	67	110	2	110	125	71	71

うやく日本人留学生があらわれる。ちなみに、全期間をとおし、日本人留学生の四十パーセントがベルリン大学に学籍登録する。ベルリン大学は、表二のとおり、十九世紀後半にはドイツ大学のなかでもっとも学籍登録者の多い大学であった。

ベルリン集中は、明治新政府が旧幕府が締結した修好通商航海条約を継承した相手国が北ドイツ連邦であり、さらに代理公使プラントが日本人留学生をベルリン大学に留学するよう勧誘していたからである。佐藤進は、「海外旅行規則」が公布されたのち、明治二年四月に神奈川外国掛において規則にもとづく海外渡航免状第一号を取得する。渡航直前に北ドイツ連邦代理公使プラントを訪ねたさい、プラントからベルリン大学への留学をすすめられ、同時に北ドイツ連邦宰相ビスマルク (Otto Eduard Leopold von Bismarck) にあてた紹介状をわたされる。一八六九年七月二十七日(明治二年六月十九日)付の紹介状は、佐藤が「伯林醫科大學ニ於テ益々醫學ノ藎奥ヲ極メントスル目的」で渡独するが、「日本人ガ修學ノ目的ヲ以テ吾獨逸國ニ留學スルガ如キハ未曾有ノ事」であり、「閣下特別ノ御思召ヲ以テ獨逸聯邦政府並『プロイセン』王國文部省ニ對シ佐藤氏在獨中種々ノ方面ヨリ深厚ノ保護ト格段ノ便宜ヲ與ヘラル、様御沙汰被成

下度」というものである⁽⁴³⁾。

ドイツ帝国宰相ビスマルクも、日本を東アジア外交の拠点とみなし、日本に友好的な姿勢をとる。一八七三年三月にベルリンをおとずれた岩倉使節に、招宴の席において「獨逸は日本とも長く親睦を眞に盡さんことを欲し且才能の士の如きに至りても望むものあらは周旋して其人を撰らび其望に満たんことを欲す」と積極的な援助を約束する⁽⁴⁴⁾。

しかし、管見するかぎり、日本人留学生がはじめて学籍登録した大学は、ベルリン大学ではなく、ハイデルベルク大学である。ベルリン大学には、一八七〇年冬学期に三名の日本人が学籍登録するが、一八六八年冬学期にはすでに“Masima Sedzi”^{マシマセジ}日本人がハイデルベルク大学に学籍登録し、さらに、一八七〇年夏学期には福岡藩の赤星研造が学籍登録する。赤星は、慶応三年、一時帰国する長崎精得館教師ボードインの一行とともに渡欧し、維新後、ドイツに移る。

新政府の近代化政策のもとでは、大学東校留学生がはじめてドイツへ派遣され、ベルリンに参集する。ベルリンにおいて、まずドイツ語をある程度習得し、準備教育をへたうえで、ベルリン大学に学籍を登録し、その後、相良元貞、原桂仙、山脇玄、平田東助などのように現地で知得したインフォーマションにもとづいて、プロイセンのボン、ザクセンのライプチヒ、バーデンのハイデルベルクなどに移っていくというのが全体的な趨勢である。第二期以降の展開は、留学経験者が知的媒体としてもたらずインフォーマションにもとづくものである。

第四の特徴は、第一期にすでに幕末の蘭学者や洋学者の子弟がドイツ大学にあらわれた点である。幕末にオランダ語により医学などの自然科学を学習した経験をもつものは、ドイツ、なかでもプロイセンが学術的な先進国であるという認識を共有する。長崎の養生所・精得館でのオランダ人医師による医学伝習に参加した幕府伝習生、諸藩の伝習生には、そうした認識がつよく刻印される。

森川：ドイツ大学における明治期の日本人留学生の学籍登録情況

表四 ドイツ大学に学籍登録した蘭学者・洋学者の子弟

	地 位	爵位	最初の学籍登録期	専 攻
佐藤 進	尚中養子	男爵	1870年冬	医学
相良 元貞	知安弟		1872年冬	医学
松本 銈太郎	佐藤泰然長男・順養子		1872年冬	医学／化学
伊東 盛雄	大典医盛貞嫡子		1880年冬	医学
佐藤 佐	尚中養子		1882年夏	医学
加藤 照磨	弘之嫡子	男爵	1884年冬	医学
岩佐 新	純嫡子	男爵	1885年冬	医学
岩佐 登彌太	純養子		1886年夏	医学
中浜 東一郎	万次郎嫡子		1886年冬	医学
箕作 元八	秋坪嫡子		1886年冬	動物学／歴史学
佐藤 恒久	進養子		1887年夏	医学
池田 秀男	謙斎嫡子	男爵	1888年夏	医学
長与 称吉	専斎嫡子	男爵	1888年冬	医学
松本 鷗	順次男		1888年冬	医学
緒方 正清	洪庵養嗣子の拙斎養子		1889年冬	医学
緒方 収二郎	洪庵四男		1889年冬	医学
橋本 春	綱常嫡子	子爵	1889年夏	医学
緒方 銈次郎	洪庵孫		1890年夏	医学
半井 朴	福井藩医澄嫡子		1890年冬	医学
加藤 晴比古	弘之次男		1891年冬	官房学

幕末の蕃書調所以来、市川兼恭とともに独乙学創始にたずさわった加藤弘之は、明治二年十一月、ドイツ人語学教師を招聘するよう大学校に建言するが、そのさい「独逸各国ノ儀ハ英仏ニ次キ候文明国ニテ殊ニ普魯士国ノ儀ハ近年學術ヲ勉勵スルヲ殆ト西洋各国ニ冠タル者ト有之候⁽⁴⁵⁾」といった認識をしめす。

かれらの多くは、医学を専攻する。佐倉の順天堂の創始者佐藤泰然の家系のもの、適塾の緒方洪庵の家系のもので代表的である。順天堂の家系には、佐藤尚中の養嗣子進、佐藤泰然の長男で松本順の養嗣子となった銚太郎、尚中の養子佐、進の養子恒久がいる。その後、順天堂ではドイツ留学が後継者の養成のための方策となる。

適塾の家系には、緒方洪庵の養嗣子である拙齋の養子となった正清、洪庵の四男収二郎がいる。その他、イギリス医学からドイツ医学への転換に中心的な役割を演じた相良知安の弟元貞、岩佐純の子息の新と登弥太、旧幕府開成所の独乙学教授職並加藤弘之の長男照麿、次男晴比古などがある。長崎の精得館メンバーであった長与専齋の子息、第一期のドイツ留学生の子弟である池田秀男、橋本春もドイツへ留学する。箕作一族の元八は、もともと動物学をこころざしていたが、視力の低下により、歴史学に転じる。

ついでながら、ドイツ留学生は、学籍登録の手続きについては語らない。管見するかぎり、最初期の留学生である青木周蔵と佐藤進が学籍登録にいたる経緯について述べている。

佐藤は、はじめは「滞在中は同様不怠研究罷在此語一兩月も相学び候へば此れ迄和蘭相学びし力にも平均可仕候」と考えていたが、やがて「学問の盛なる事は可驚事にて本邦杯より突然出掛れば初学の者のアベセより習ひ始めし釣合にては中々早速自分の本業に取掛る訳けにも相成兼候」と思うようになる⁽⁴⁶⁾。小学校教師マースのもとでドイツ語を学習するだけでなく、夕食後には「毎晩獨逸人が多勢集つてビールでも飲むといふやうな所」へ出かけ、日常的な生活のなかにもドイツ語会話の学習の場をもとめる。佐藤が「テーブルを構へて一人でビールでも飲んで居りますと、

獨逸人は何だか變つた人が來た、何處の人であるか珍しいといふて、ビールのコップを持つたなりで、私の所へ多勢集つて來る」ほど氣さくで親切であつた。⁽⁴⁷⁾ベルリンの留學生は、やがて「獨逸語の會話の稽古」のために、別々に下宿する。「市せいに於ける會話の練習は大學に於ける教課よりは苦しい勉強であつた」といふ。⁽⁴⁸⁾

ベルリン大学の最初の日本人学籍登録者は、ドイツ語の會話の學習のかたわら、それぞれ専門の準備をはじめ。もともと政治學を志望していた青木は、ドイツ到着後まもなく、ベルリンの北ドイツ連邦外務省にも出入りする。一八七〇年春、旧萩藩の山県有朋がヨーロッパ視察のためにドイツを訪れ、「國民皆兵ノ制度」について説明をもとめられたとき、「当時外務省ニ奉職シ後累進シテ外務省ノ局長次長トナリシ友人某」を紹介する。⁽⁴⁹⁾佐藤は、十月二十八日には、青木と萩原の渡独にさいして日本から同行したプロイセン海軍二等医官の案内でベルリン大學醫學部を訪れ、「解剖室」、「大病院」などを見学する。⁽⁵⁰⁾医学志望の萩原は、佐藤と行動をともしていたと思われる。

佐藤は、ドイツ語の學習がすすみ、一八七〇年四月(明治三年三月)ころには、「どうか斯うか人の話が分るやうになり、言ふことも出来るやうになりましたから、此上は多少醫學の素養も日本で致しましたから、大學へ這入ても教師の云ふことが分るだらう」と考え、「今春より大學に入り」、「醫學に取り掛」つたといふ。⁽⁵¹⁾青木は、「明治三年(一千八百七十年)ノ春期」に「普通ノ讀書力ヲ有シ他人ノ言說ヲ解シ得ルニ至リタルヲ幸ヒ進シテ大學ニ入ラント決心シ他人ノ忠告ヲ斥ケテ大學ニ入リタル」。⁽⁵²⁾しかし、一八七〇年夏学期の名簿には、日本人留學生の名前はみられない。かれらが一八七〇年夏学期にベルリン大學において聴講したとすれば、未登録聴講生としてである。軍医アカデミー生徒も、未登録のまま聴講をゆるされる。

佐藤自身、「獨逸へ參つて丸一年少々餘立つてから大學へ這入る手續を致しました」とも述べている。⁽⁵⁴⁾實際、一八七〇年冬学期に萩原とともにベルリン大學醫學部に学籍登録する。そのさい、登録手続きは「外國人であり、殊に一

Verzeichniß der Studirenden.

Die mit einem * bezeichneten Studirenden befinden sich bei der mobilen Armee.

Namen der Studirenden.	Latern. Micaelle.	Geburtsort oder Waterland.	Studium.	Wohnung.	
				Hausesnumm.	Namen der Straßen.
A.					
* Abraham, C.	— 68	Brandenburg	Theol.	109	Alte Jakobs
Abrahamsohn, H.	— 69	Posen	Med.	30	Gr. Hamburg.
Adami, D.	67	Berlin	Philol.	16	Puffhammer
Adler, F.	— 70	Nordamerika	Philos.	48	Zimmer
v. Ahlefeld, K. F.	— 69	Schleswig-Holstein	Rechte	64	Dorotheen
Aholf, S.	— 70	Japan	„	52	Mittel
* Alberts, H.	— 68	Westphalen	Med.	16	Auqust
Albinus, C. G. M.	68	Schlesien	Philol.	27	Artillerie
Albrecht, Franz	70	Domiz. Pr. Sachsen	„	104a	Friedrichs
Albu, M.	— 69	Rumänien	Med.	17	Karls
Albu, M. F.	68	Berlin	„	21 u.	22 Kur
Alf, C.	— 69	Rheinprovinz	Rechte	28	Schügen
Alexander, Salomon	69	Posen	Med.	16	St. Hamburg.
Altmann, M.	— 69	Baden	Philos.	13	Spandauerbr.
Altmann, D.	— 69	Ungarn	„	8	Papen
* Amlacher, A.	— 69	Siebenbürgen	Theol.	3	August
Amman, Jak.	— 69	Schweiz	Philol.	37	Zimmer
d'Angeli, G.	— 69	Oesterreich	Rechte	8	Französische
Angermann, G.	68	Brandenburg	Philol.	40	Stallschreiber
* Anshütz, A.	70	Sachsen-Meiningen	„	2	Hausofs
* Ansoerge, M. I.	— 68	Rußland	Theol.	31	Potsdamer
Dr. Apoland, C.	— 66	Westpreußen	Med.	61a	Linien
Apollant, C.	— 70	Potsdam	Rechte	19	Ziegel
Appleton, W. H.	— 70	Nordamerika	Philol.	68	Unt. d. Linden
Arbenz, C.	— 70	Schweiz	„	66	Dorotheen
Arndt, Louis	— 70	Posen	Med.	2	August
Arndt, Franz	— 69	Brandenburg	Theol.	80	Brandenburg
v. Arnim, H. A.	— 69	Berlin	Rechte	137	Reipziger
Arnold, K.	69	Brandenburg	„	46	Köthener
Aronson, A.	— 70	Posen	„	19a	Karls
* Aschenborn, D. W. R.	69	Berlin	Math.	25	Ghauffée

2

般の醫學は日本に於て修めて來たといふことになつた」ために容易におわり、北ドイツ連邦公使プラントから預かつたビスマルクにあてた紹介状を提出する必要もなかった。佐藤は、医学部学生として「昨年(明治三年)九月より毎日哲医之講筵に列し其他毎日刀を執り解体術に取懸り」はじめ⁽⁵⁵⁾。同時に、普仏戦争の傷病兵を收容するためにベルリン近郊に設置された「仮病院」において、「治療の方法又は患者の取扱等を実地に研究する」機会にめぐまれる⁽⁵⁶⁾。青木は、もともと医学留学生として藩費を給されるが、「国家ニ益スル学問即チ政治ニ關係アル学問」を学ぶという初志⁽⁵⁷⁾をつらぬき、法学部に学籍登録する。

ベルリン大学学籍登録者名簿の一八七〇年冬学期版の第一頁に、三人の日本人留学生のうち、青木周蔵の名がみられる。姓名は“Ahoki, S.”、最初の学籍登録期は“Michaelis 70.”、すなわち一八七〇年冬学期、「出生地」は“Japan”、「専攻」は“Rechte”、「現住所」は“Mittel 52”と記載される。同様に、萩原と佐藤の「専攻」は“Med”、「現住所」はそれぞれ“Französisch 58”、“Mauer 26”と記される。三人のベルリン大学生は、大学東校留学生がベルリンに到着したときに、「大學ノ學生トシテ留學セシムルノ命」⁽⁵⁸⁾をうける。

第二節 第二期(明治八〜明治十二年)

明治八(一八七五)年から明治十二年までの五年間が第二期である。明治六年十二月、軍関係以外の官費留学生すべてに帰国が命じられ、翌七年に官費留学生の多くが帰国する。明治八年五月に文部省貸費留学生規則が制定され、ただちに文部省留学生の海外派遣がはじまる。このとき、東京開成学校鉱山学科の安東清人が文部省貸費留学生として渡独する。しかし、明治十年の西南戦争による財政の悪化により、明治十年には留学生の海外派遣は中止される。貸

費留学生の海外派遣が本格化するの、明治十二年以降のことである。

第二期の特徴は、第一に日本人学籍登録者が第一期の四十五パーセントに減少した点である。それは、実態として医学留学生の減少にほかならない。実際、第三期に医学専攻者が第一期の登録者数並にもどると、第三期の学籍登録者数は第一期と同数になる。第一期から第三期にかけては、医学専攻者の増減が学籍登録者数の増減にかかわるといふことができる。法学部の学籍登録者数は若干減少するが、哲学部の学籍登録者数は一定数で推移し、学籍登録者数の増減にはかかわりがない。

日本人学籍登録者が減少した背景には、ふたつの制度的・政策的な変更があった。ひとつは、明治六年十二月に海外留学生処分の方針が決定され、官費留學生に帰国が命じられたことである。明治四(一八七二)年から同六年にかけて欧米を回覧した岩倉使節は、「随行ノ官員其材ヲ量テ之ニ科目ヲ分チ、各國ニ留メテ研究習學セシメ」⁽⁵⁹⁾といった積極的な課題をになうが、一方では官費留學生の淘汰という使命をおびていた。

文部省の七等出仕九鬼隆一は、「各藩の留學生の如き、勉強も何もしないで居る者共を外國へ遣つて置くのは、我國の恥辱になる。大學の法、理、文、醫の各科から正則生の優れた者を選抜して留學させるがよい」と主張していた。⁽⁶⁰⁾九鬼は、明治六年四月、留學生の修学状況の調査のために欧米出張を命じられる。

九鬼は、まず、ヨーロッパにわたり、六月下旬にスイスに滞在する岩倉使節のもとをおとずれる。岩倉使節は、九鬼が渡欧目的を説明したのにたいして、「木戸さんを除いては大抵其趣意には賛成する」。九鬼の主張は、留守政府ばかりでなく、岩倉使節にも支持されたことになる。九鬼は、文部大丞の田中不二磨に「各省使派遣之生徒而已依然被差置候テハ自余之關係不少是カ為メ自然改正之處分實地施行上ニ差響可申哉ト深ク顧慮仕候」という強硬な意見をつたえる。田中は、七月二十四日付で太政官に「速ニ一體之御處分被 仰出度此段至急御裁決奉仰候也」と伺い、八月

十八日付で「陸海軍生徒ヲ除ノ外総テ留學生徒ハ其省於テ管理處分可致候事」と指令される。⁽⁶¹⁾ 九鬼は、その夏に立ち寄ったベルリンでは、「留學生一同歸朝すべしと云ふ命令」をつたえる。⁽⁶²⁾

明治六年十二月、軍閥係をのぞくすべての官費留學生の帰国が正式に決定し、翌七年一月には文部省から在外公館に政府決定がつたえられる。ドイツ留學生は、ドイツ駐在一等書記官青木周蔵が帰国していたために、明治六年十二月十七日付でドイツ公使館事務取扱を命じられた品川弥二郎から帰国命令をつたえられる。官費留學生は、帰国旅費と六十日分の学資を支給され、六十日以内に帰国の途につくか、私費で残留するか、決断をせまられる。⁽⁶³⁾

もうひとつは、留学の費用を支弁する藩という経済的基盤が廃止されたことである。明治四（一八七二）年七月、新政府は廃藩置県を断行し、版籍奉還により藩知事を命じられていた旧藩主の職をとく。あらたに府知事や県令を任命し、旧藩の行政にあたらせる。留学費の支出母体である藩が消滅したために、藩費留學生にも官費が支給されることになる。しかし、財政を圧迫することになり、官費留學生の処分につながる。藩費によって賄われていた藩校も同様に廃止され、一部は公私立の初等あるいは中等教育機関に変貌する。

明治六年七月段階で、ドイツだけでも、以下の四十二名の官費留學生がいた。⁽⁶⁴⁾

印旛縣貫屬士族	佐藤進	同	川島醇
佐賀縣貫屬士族	相良元貞	同	寺田平之允
東京府貫屬士族	池田謙齋	東京府貫屬士族	岡田鏞助
山口縣貫屬士族	荒川邦蔵	同	山崎橘馬
鹿兒島縣貫屬士族	尾崎彦	廣島縣貫屬士族	田坂虎之助
佐賀縣貫屬士族	大石良乙	山口縣	井上省三

愛知縣貫屬士族	大澤謙二	北白川宮家従	松野礪
敦賀縣貫屬士族	山脇玄	奈良縣貫屬士族	熊澤善庵
敦賀縣貫屬士族	今井巖	佐賀縣貫屬士族	石井助三郎
島根縣貫屬士族	北尾次郎	同	長尾俊次郎
名東縣貫屬士族	長井直安	同	辻春十郎
静岡縣貫屬士族	松本銈太郎	愛知縣下平民	鬼頭佐太郎
佐賀縣貫屬士族	吉武桂仙	東京府貫屬華族	武者小路實世
愛知縣貫屬士族	柴田承桂	京都府貫屬華族	裏松良光
佐賀縣貫屬士族	木下周	東京府貫屬華族	鷹司熙通
同	倉永猪一郎	佐賀縣貫屬士族	袋久平
同	鶴田揆一	東京府貫屬士族	土肥百之
置賜縣貫屬士族	平田東助	東京府貫屬華族	坊城俊章
同	北白川宮	同	清水谷公考
長野縣貫屬士族	原桂仙	高知縣貫屬士族	萩原三圭
鹿兒島縣貫屬士族	有馬治兵衛	福岡縣貫屬士族	赤星研造

第二の特徴は、留学生の社会的出自に変化があらわれた点である。まず、華族のなかにも、ドイツへおもむき、大
 學に学籍登録するものがあらわれる。明治二(一八六九)年六月、諸藩主からの版籍奉還願が聴許される。旧藩主は、
 従来の公卿とともに華族と総称される新しい身分階層に組み入れられる。家禄を現石高の十分の一を給され、知藩事

森川：ドイツ大学における明治期の日本人留学生の学籍登録情況

表五 ドイツ大学に学籍登録した華族（公家・諸侯）子弟

	地 位	爵位	最初の学籍登録期	専 攻
本多 康直	伊勢神戸藩主忠廉二男	子爵	1876年冬	法学
酒井 忠宝	庄内藩主	伯爵	1877年夏	法学
姉小路 公義	公家、中将公知嫡子	伯爵	1883年夏	法学
斯波 淳六郎	金沢藩家老内蔵助次男	男爵	1885年夏	法学
近衛 篤麿	公家、左大臣忠房嫡子	公爵	1886年冬	法学
戸田 康泰	松本藩主光則嫡子	子爵	1886年冬	法学
松平 頼和	伊予西条藩主頼英長男	子爵	1886年冬	国家学
亀井 茲明	津和野藩主茲監嫡子	伯爵	1887年冬	美学
伊達 武四郎	宇和島藩主宗徳四男	侯爵	1890年夏	法学
小早川 四郎	萩藩主毛利元徳四男	男爵	1891年冬	法学
東久世 通敏	公卿、通禧嫡子	伯爵	1892年夏	自然科学

に任命されるが、廃藩置県により、旧藩主は藩知事の職をとかれ、東京居住を命じられる。政府が年貢を徴収することになるが、旧藩士への家禄の支給や藩の膨大な負債は新政府が肩代わりし、しかも旧藩主の家禄は保障される。

太政官は、明治四年一月二十九日付で「華族面々庶子ニ至迄御人選ヲ以テ他所勤學被 仰付候者へ學資金被下候處自今外國留學之外總テ不被下候」と布達する。⁽⁶⁵⁾さらに、同年十月二十二日付で「華族ハ國民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ屬目スル所ナレハ其履行固ヨリ標準トナリ一層勤勉ノ力ヲ致シ率先シテ之ヲ鼓舞セサルヘケンヤ」、「夫レ勤勉ノ力ヲ致スハ智ヲ開キ才ヲ研ハ眼ヲ宇内開化ノ形勢ニ着ケ有用ノ業ヲ修メ或ハ外國へ留學シ實地ノ學ヲ講スルヨリ要ナルハナシ」という勅諭もだされる。⁽⁶⁶⁾

皇族にたいして陸海軍に従事するよう布達されるのは、明治六年十二月である。太政官は、それをさきどりするよう、明治三年に華頂宮博経親王、東伏見宮嘉彰親王、伏見満宮^{みらのみや}を海外留学に送り出す。伏見満宮は、一八七一年四月（明治四年二月）にベルリンに到着し、「當初ノ目的タ

表六 ドイツ大学に学籍登録した勲功華族子弟

	地 位	爵位	最初の学籍登録期	専 攻
山県 伊三郎	山口藩士有朋嫡子	公爵	1875年冬	法学
木戸 正二郎	山口藩士孝允嫡子	侯爵	1881年冬	法学
後藤 猛太郎	高知藩士象二郎嫡子	伯爵	1882年冬	官房学
松方 巖	鹿児島藩士正義嫡子	公爵	1884年冬	官房学
長松 篤柴	山口藩士幹嫡子	男爵	1884年冬	自然科学
榎村 正介	山口藩士正直嫡子	男爵	1887年夏	法学
船越 光之丞	広島藩士衛嫡子	男爵	1889年夏	法学
樺山 愛輔	鹿児島藩士資紀嫡子	伯爵	1890年夏	哲学(?)
大久保 利武	鹿児島藩士利通三男	侯爵	1890年夏	官房学

ル洋式兵學ヲ修ムル」ために、一八七五年に「同國參謀大學校」、すなわちベルリンの軍事アカデミーに入学する⁽⁶⁷⁾。

明治四年から六年にかけて、錦小路頼言、松崎万長、武者小路実世、入江為福、裏松良光、鷹司熙通、酒井忠篤、姉小路公義、酒井忠宝といった華族が寄りそうようにドイツへおもむく。旧公卿のなかには、大学に学籍登録するものは少ない。その後、左大臣近衛忠房の嫡子篤麿、元松本藩主戸田光則の嫡子康泰、元伊予西条藩主松平頼英の嫡子頼和、元津和野藩主亀井茲監の嫡子茲明などもドイツへむけ笈を負う。

明治十七(一八八四)年に華族令が制定され、従来の華族のほかに、維新に勲功があったとされる政治家、軍人、官吏、実業家などが新たに華族にくわえられる。爵位は、公、侯、伯、子、男の五段階に分かれるが、公家は旧来の家柄、旧諸侯は旧領石高をほぼ基準としてランクづけられる。勲功華族は薩長など藩閥出身者が多く、しかも高位に叙爵される。

勲功華族のなかでは、木戸孝允の嫡子正二郎、後藤象二郎の嫡子猛太郎、松方正義の嫡子巖、大久保利通の三男利武などがドイツへおもむく。かれらは、旧諸侯の子弟と同様に、特権的な地位を世襲するために法学や国家学を専攻する。

第三節 第三期（明治一三〜一七年）

第三期は、明治十三（一八八〇）年から明治十七年までの五年間である。この時期には、明治十四年の政変という留学政策に転換をせまる画期的な事件が生起する。政変では、近代国家日本の構築のためのモデルとしてプロイセン・ドイツが選択され、明治二十三年に国会を開設するという勅諭がだされる。政府は、憲法の起草に着手することになり、明治十五年三月、参議伊藤博文が憲法調査のためにヨーロッパに旅立つ。世は鹿鳴館時代を迎える。

第三期の特徴として、第一に日本人学籍登録者が第二期にくらべ四倍近くに膨張した点をあげることができる。明治八年に文部省貸費留學生規則が制定され、文部省留學生の海外派遣は再開されるが、明治十年の西南戦争による財政の悪化により中断し、明治十二年以降、本格化する。

東京大学では、明治十年に理学部化学科、翌十一年には法学部法学科、理学部化学科、同土木工学科、医学部製薬学科が卒業生を送り出す。明治十二年には、ドイツ人教師のもとで学んだ医学部卒業生も巣立ちはじめ。明治十二年以降、文部省の留學生の海外派遣が本格化するのには、官費留學生の有力な候補が安定的に育ちはじめたからである。医学部からはじめての卒業生が巣立った明治十二年には、梅錦之丞、清水郁太郎、新藤二郎がはじめて貸費留學生に選ばれ、渡独する。

第三期の留學生は、医学を専攻するものが全体の六十パーセント近くを占める。第一期と同様に、医学専攻者が学籍登録者数を膨張させたといえることができる。なお、第一期にベルリンを中心とした北ドイツ連邦の大学に集中していた日本人留學生は、十一の大学に分散する。しかし、五十パーセント近くはベルリンにおもむく。

第二に、明治十四年度の文部省留學生のなかには、政治学特派留學生の木場貞長と末岡精一がふくまれる。明治十

表七 明治十二年以降の文部省留学生の派遣国

	小計	独	英	仏	米	他
明治12(1879)	7	3	3	1	0	0
明治13(1880)	5	3	1	1	0	0
明治14(1881)	8	7	1	0	0	0
明治15(1882)	4	4	0	0	0	0
明治16(1883)	4	4	0	0	0	0
明治17(1884)	4	4	0	0	0	0
明治18(1885)	5	2	1	1	1	0
明治19(1886)	4	3(1)	2(1)	0	0	0
明治20(1887)	6	1	3	0	2	0
明治21(1888)	5	2	0	0	2	2
明治22(1889)	4	1	2	0	1	0
明治23(1890)	6	4(2)	2(2)	3(2)	1(1)	0
明治24(1891)	8	8(3)	1(1)	2(2)	1(1)	0
明治25(1892)	5	4	0	1	0	0
明治26(1893)	1	1(1)	1(1)	0	0	0
	76	51(7)	17(5)	9(4)	8(2)	2

※ 計の右の()内は複数国へ留学したものの内数、各国年度別留学生数は当該国のみ留学するものの数、右の()内は当該国以外にもへ留学するものの数をしめす。たとえば、明治26年には大瀬甚太郎がドイツとフランスへ派遣された。

※ 『近代日本海外留学生史』上(渡辺實、講談社、昭和53年)により作成した。

五年一月、文部卿福岡孝弟（たかちか）は太政大臣三条実美に「獨逸國ノ儀ハ該学科ノ碩学固ヨリ乏カラス又其教授ノ方法等着実ニシテ整備致居候」として、「大学卒業ノ学士」のなかから三名を選び、「特別留学生」としてドイツに派遣したいと伺う。⁽⁶⁸⁾それは、自由民権派が「政治学ノ精理ヲ考覈セス」、「國体及邦俗ノ實際ヲ觀察セサル」にもかかわらず、「皮相ノ見柄鑿ノ説」を流布したために、「此弊風ヲ矯ムル」必要があるからである。「彼國ノ碩学」のもとで研鑽をつん

だ「真正ノ政治学士」が「其政治風俗」を実現すれば、「國家ノ施政上」役立つだけでなく、「彼ノ理論ノミニ馳セ或ハ皮相論説」に流れる弊害をあらためることができる。

明治十五年三月、政治学特派留学生に選ばれた木場貞長と末岡精一は、憲法調査のために渡欧する伊藤博文の一行に随行し、ドイツにむかう。

最初期のドイツ留学生のひとりである青木周蔵は、一八七〇年冬学期から一八七二年冬学期まで、ベルリン大学法学部に学籍登録し、ドイツ国法・行政法教授グナイスト (Heinrich Rudolf von Geist) に師事する。一八七三年四月、青木はベルリン滞在中の岩倉使節副使の木戸孝允をグナイストにひきあわせる。青木は、のちにグナイストの助言をえながら、プロイセン欽定憲法の原理にもとづく「大日本政規草案」を起草する⁽⁶⁹⁾。明治十三年に、「法律並地方編成法取調」⁽⁷⁰⁾のためにドイツに派遣された村田保と山脇玄は、グナイストなどのもとで「法律取調」にあたる。渡欧する伊藤博文は、ウィーン大学の教授シュタイン (Lorenz von Stein) だけでなく、グナイストの講義も聴講する。以後、日本において憲法の制定作業がすすむなかで、いわゆるグナイスト・ルートが形成される。ベルリン市裁判所判事モッセ (Albert Mosse) は、このルートをとおして、明治十九 (一八八六) 年に内閣・内務省法律顧問として来日する。

明治十五年から明治十七年までは、イギリスやフランスへは留学生が派遣されなくなった点は、特筆しなければならぬ。井上毅は、政変後の人心教導策のひとつとして「獨乙學ヲ奨励ス」を提唱し、「英學」の「直往無前ノ勢」を鎮撫しようと意図する。そうした意図が留学政策にも反映されたのだろうか。

第三の特徴として、イギリスからドイツへ留学国を変更するものがあらわれた点があげられる。文部省の第二回貸費留学生としてイギリスに派遣された穂積 (入江) 陳重は、「獨逸法學の影響を受けたこと多き」オースティン (John Austin) の『法理學講義』 (Lectures on Jurisprudence) に魅了⁽⁷¹⁾され、ドイツへの転学を決意し、毎年、夏季休業中はベ

ルリンに出むいてドイツ語をまなぶ⁽⁷²⁾。ミドルテンブル法学院を卒業した後の明治十二年五月、「独逸国へ転国ノ願書」を文部大輔田中不二麿に送付し、「日耳曼国大学校ニ移転シテ以テ癒法律ノ学ヲ精研セン」ヲ閣下ニ請フ。穂積は、その理由として、「英国諸大学ニ法学教法ノ備ラザルヤ実ニ甚ダシキ者」があるのにならして、「独乙諸大学ノ諸科全備シ教師多クハ拔群ノ碩学ナル」という実態をあげる。実際、「英国諸大学ノ教師モ多クハ嘗テ独乙留學セシ人」である。

明治十二年度の文部省留学生高松豊吉も、明治十三年年十二月、文部卿河野敏鎌に「独逸国ニ転住之御願」を送付する。高松は、オーエンス・カレッジにおいて研究を継続することが「充分之利益無之」としたうえで、「獨乙國ニ於而ハ諸學科中化學ハ最進歩殊ニ大學科目ハ著敷整頓致居候兼而傳聞仕候間何卒同國ニ罷越シ更ニ高尚化學相修度存候」とドイツへの転向を願ひでる。ハイデルベルク大学のブンゼン (Robert Wilhelm Bunsen) のもとで研鑽した教授ロスコー (Henry Enfield Roscoe) は、「斷然獨乙國ニ相轉シ候方最上之策」として高松にドイツ転学をすすめていた⁽⁷⁴⁾。いずれも、「在留ノ學校ヲ轉シ他ノ學校ニ移ルヘカラス」(第一二条)と規定する「貸費留学生条規」⁽⁷⁵⁾に反する願ひである。文部省から意見をもとめられた東京大学総理の加藤弘之は、穂積については、ブルンチュリ (Johann Kaspar Bluntschli) の『国法汎論』(Allgemeine Staatsrecht) を訳出し、「本邦に獨逸法學を傳へたる率先者」としての立場から、高松については、「文學理學ノ最旺盛ナルハ獨逸國ニ若クモノ無之候」といった一般的な認識にたつて、かれらのドイツ転国が妥当である旨を文部省につたえる。

穂積は、明治十三年三月一日、「書面独逸国へ転国ノ儀聞届候条其旨本人へ可相達候事」(明治一三年一月二〇日付) という指令を受け取ると、翌日にはドイツへ渡り、四月十四日に「Trije, Nobushig」としてベルリン大学法学部に学籍登録する。高松は、「御願」が「右ハ全月ヨリ轉國為致候方修業上ノ裨益不尠儀ト認候條願之趣差許候此旨上申候也」

という明治十四年二月二十五日付の文部卿河野の上申にもとづいて裁可されると、同年七月二十五日にベルリンにうつり、一八八一年冬学期にはベルリン大学哲学部の学籍登録簿に「Takamatzu, Toyokizui」と記す。

明治十三年度の文部省留学生和田垣謙三も、ロンドンのキングスカレッジとケンブリッジ大学で理財学の研究にたずさわるが、一八八二(明治一五)年冬学期にベルリンにうつり、二学期のあいだ哲学部で研鑽する。

東京大学数学教授菊池大麓は、明治十六年、ワシントンでの国際学会の帰途、ドイツに立ち寄る。それは、「獨逸學術ノ本邦ニ切ニシテ最モ其輸入ヲスヘキ」であるが、「⁽⁷⁶⁾理學上ニ於テ親シク實地ニ就キ取調」のためである。以後、ドイツ留学生の専門分野はさらに拡大する。

第四節 第四期(明治一八〜二二年)

明治十八(一八八五)年から明治二十二年までの第四期にいたり、ドイツ留学生が飛躍的に増加する。その意味で、膨張期と呼ぶことができる。明治十八年十二月には太政官にかわり、内閣制度が創設され、そのわずか三ヶ月ののち翌年三月には、一連の学校令にさきがけ、帝国大学令が發布され、帝国大学が誕生する。明治二十二年二月には大日本帝国憲法が發布され、翌二十三年十一月には第一通常国会が開会する。

第四期の学籍登録者は延べ六百名をこえ、第三期の三・五倍、第一期の六倍弱に達する。医学部の学籍登録者は最多であるが、第二期をのぞけば、第四期以降、法学部と哲学部の学籍登録者の合計が医学部学籍登録者をうまわる。法学部学籍登録者は前の第三期の十倍弱に達する。全期間にわたる法学部の学籍登録者のうちの六十パーセントがこの時期に学籍登録する。哲学部学籍登録者は第三期の三倍強に増加する。全期間にわたる哲学部の学籍登録者のうち

表八 第四期の主要大学における法・医・哲学部の
日本人学籍登録者数

	小計	法学部	医学部	哲学部
ベルリン	238	87	73	78
ハイデルベルク	59	17	18	24
ミュンヘン	56	4	36	13
シュトラスブルク	50	9	34	7

の四十パーセントがこの時期に学籍登録する。ちなみに医学部のばあいにも、全期間にわたる学籍登録者のうちの四十パーセント弱がこの時期に学籍登録する。

ベルリン大学では、第四期の学籍登録者数は延べ二百三十八名におよび、ベルリン大学に次ぐハイデルベルク大学の学籍登録者五十九名の四倍になる。しかも、法学部の学籍登録者八十七名と哲学部の学籍登録者七十八名は医学部の学籍登録者七十三名を上まわる。ハイデルベルク大学の場合にも、最も多くの日本人が学籍登録したのは哲学部である。ただし、延数五十名以上の日本人が学籍登録した大学のうち、ミュンヘン大学とシュトラスブルク大学の医学部の学籍登録者は六十パーセントを上まわり、他学部の学籍登録者を凌駕する。

明治十四年の政変のころには、「文部ノ制、日耳曼語ヲ學フ者ハ、専ラ醫科ニ限り」といわれていたが、第四期には、ドイツ大学はすでに医学だけの修学の場合から脱却し、最初期のドイツ留学生の青木周蔵が企図したとおり、「独逸ニ於ケル如キ主義正確ニシテ秩序精密ナル學問」⁽⁷⁹⁾、すなわちドイツ・ヴィッセンシャフトが総体として日本に移植されるようになる。

そうした事態をもたらしたのが、日本で整備されつつある教育制度である。医学教育を例として概観する。

廃藩置県以前には新政府直轄の大学東校、長崎と大坂の官立医学校、諸藩の医学校、私塾が存在した。明治十(一八七七)年四月に東京大学が誕生し、明治十二年にドイツ人教師のもとで学んだ医学部卒業生が巣立ち始める。この医学士は、日本医学の近代化の自立とドイツ医学の普及というふたつの政策的課題を担うことになる。

まず、かれらはドイツ医学への依存から脱却し、日本医学の自立を実現しなければならない。「本邦医家ノ師範」である医学士⁽⁸⁰⁾の出現と同時に官費留学生のドイツ派遣が本格化する。ドイツ語による一貫した教育課程を卒えた医学士は、東校派遣留学生とは異なり、ドイツにおいて細分化された専門領域の研究に携わり、帰国後はドイツ人教師に替わらなければならない。

医学士は、地方の医学教育におけるドイツ医学の定着の作業にもたずさわる。かれらは、明治十二年の医師試験規則により無試験で開業免許を付与される⁽⁸¹⁾。「歐米諸国ノ大學校ニ於テ醫學卒業證書ヲ得タル者」(第三条)も医学士と同等とみなされる。さらに、明治十五年五月公布の医学校通則は、無試験で開業免許を授与される甲種医学校のばあいには三名以上の医学士、乙種医学校のばあいにも一名の医学士の採用を義務づけ、医学士は「尋常疾医」の養成にあたることになる。「尋常疾医」には、伝統的な漢方医を駆逐するという役割が課せられる。東京大学医学部は、医学教育において権威をたかめ、医学校にたいする支配権をつよめる。

明治十九年三月、法科、医科、工科、文科、理科の五分科大学からなる帝国大学が誕生する。帝国大学は、「國家ノ須要ニ應スル學術技藝ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スル」(帝国大学令第一条)ことを課題とする。同年四月に公布された中学校令にもとづく高等中学校は「法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科」を設置することができた(第二条)。その課題は「実業」につこうとするものに「須要ナル教育」をおこなうことである(第一条)。中学校令にもとづき、各高等中学校に医学部が設置されると、府県立医学校の多くは廃校に追いやられる。

明治三十六年の専門学校令によって体系化を終える医学教育制度は、表十のとおりふたつの系列に区分される。まず医科大学系統は、たんなる医師の養成機関ではなく、ドイツ医学の受容機関としてその正統性を維持・継承する一方で、医学士の供給機関として他の医学教育系統にたいして支配権をもつ医学プロフェッションの総本山である。そ

表九 医学校数・卒業生数の推移

年次	校数 総計	大 学			専 門 学 校			卒業生
		官立	公立	私立	官立	公立	私立	
明治 7	—	—	—	—	1	—	—	—
8	—	—	—	—	1	—	3	—
9	9	—	—	—	1	4	4	—
10	19	1	—	—	—	11	7	—
11	34	1	—	—	—	15	18	—
12	48	1	—	—	1	21	25	—
13	47	1	—	—	1	30	15	—
14	41	1	—	—	—	28	12	—
15	40	1	—	—	—	30	9	—
16	31	1	—	—	—	27	3	668
17	33	1	—	—	—	30	2	569
18	32	1	—	—	—	29	2	576
19	26	1	—	—	—	23	2	659
20	28	1	—	—	5	18	4	995
21	13	1	—	—	5	3	4	390
22	13	1	—	—	5	3	4	535
23	12	1	—	—	5	3	3	647
24	12	1	—	—	5	3	3	946
25	12	1	—	—	5	3	3	620
26	13	1	—	—	5	3	4	423

※ 『医制八十年史』(厚生省医務局編、印刷局朝陽会、昭和30年、825頁)により作成した。

表一〇 医学教育制度の体系化

	医科大学系	開 業 医 養 成 機 関 系		
	医 科 大 学 系 統	官 立 医 専 系 統	府 県 立 医 専 系 統	私 立 医 専 系 統
明治 4 (1871) 年	大学東校	大坂医学校 長崎医学校	藩医学校	私塾
明治10(1877)年	東京大学 医学部	—	府 県 立 医 学 校	私立医学校
明治20(1887)年	帝国大学 医科大学	高等中学 医学部	府 県 立 医 学 校	私立医学校
明治36(1903)年	帝国大学 医科大学	官立医専	府県立医専 医 学 校	私立医専 医 学 校

他の三系統は伝統的な漢方医にかわり医療活動に携わる西洋医の養成機関、すなわち開業医養成機関として位置づけられる。明治期の医学教育制度は、医科大学系統を頂点とするドイツ医学の下降化・浸透化のメカニズムにほかならない。医学士はドイツ医学の普及に排他的な役割を担う。

医学教育制度が整備され、ドイツ医学の移植基盤が拡張するにつれ、留学生の派遣母体が多様化し、私費留學生が急膨張する。彼らの留学の動機としては、学位志向をあげることができる。たとえば、第四期のミュンヘン大学医学部の日本人留學生にとっては「ドクトルといえは(中略)鬼の首でも取ったやうに、大喜びで早速祝杯を挙げる」ほどに学位取得は困難をきわめていた。⁽⁸²⁾ところが、その後、日本人留學生の学位取得は飛躍的に増大する。ミュンヘン大学では、「金を指導教官なり助手なりにふりまいて、論文をこしらえてもらつて、免状をもらつてくる」日本人留學生の「ドクトル取り」が表面化する。⁽⁸³⁾しかし、発展期に学位取得者が急膨張した理由は、ドクトル・メディツィーネ (doctor medicine) 学位の質的変容によりその取得が容易化したのにくわえ、日本人留學生の大半が留学前にドイツ医学に依拠した専門教育を卒え、しかも医療経験をもつ点に求められる。開業医養成機関系出身者のあいだでは、出身校による人脈が形成され、学位を志向する私費留學生が増大していた。近代の医師の経済的地位の向上により開業医養成機関系出身者の私費留学が活発化するなかで、学位は留学成果を具体的に証明する重要な証明書にほかならない。ドイツ大学医学部の学籍登録者は、しだいに私費留學生を主体とすることになる。

なお、第四期には、大立目重虎が一八八六年冬学期にイエナ大学神学部で学籍登録し、三学期在籍する。大立目は、神学部で学籍登録した唯一の日本人である。

表一一 医学校数・卒業生数の推移

年次	校数 総計	大 学			専 門 学 校			卒業生
		官立	公立	私立	官立	公立	私立	
明治 7	—	—	—	—	1	—	—	—
8	—	—	—	—	1	—	3	—
9	9	—	—	—	1	4	4	—
10	19	1	—	—	—	11	7	—
11	34	1	—	—	—	15	18	—
12	48	1	—	—	1	21	25	—
13	47	1	—	—	1	30	15	—
14	41	1	—	—	—	28	12	—
15	40	1	—	—	—	30	9	—
16	31	1	—	—	—	27	3	668
17	33	1	—	—	—	30	2	569
18	32	1	—	—	—	29	2	576
19	26	1	—	—	—	23	2	659
20	28	1	—	—	5	18	4	995
21	13	1	—	—	5	3	4	390
22	13	1	—	—	5	3	4	535
23	12	1	—	—	5	3	3	647
24	12	1	—	—	5	3	3	946
25	12	1	—	—	5	3	3	620
26	13	1	—	—	5	3	4	423

※ 『医制八十年史』(厚生省医務局編、印刷局朝陽会、昭和
三〇年、八二五頁) により作成した。

第五節 第五期(明治二三〜二六年)

第五期は、明治二十三(一八九〇)年から明治二十六年までの三年六学期の期間である。この時期には、明治二十三年六月に帝国大学に農科大学が設置され、明治二十六年八月に帝国大学に講座制が導入される。他の期間より短いが、

かりに五年十学期に換算すると、ベルリン大学では第四期の学籍登録者数と同数であり、ライプチヒでは三十パーセント、ミュンヘンでは四十パーセント、シュトラスブルクでは十パーセント程度増加したことになる。第四期を膨張期とすれば、第五期以降、微増・安定期に入ったといえることができる。

第五期には、ベルリン大学の日本人学籍登録者が同期の日本人学籍登録者全体に占める割合がはじめて三十パーセントを割ったこと、医学部登録者の同期の学籍登録者に占める割合が五割を下回りながら、フライブルク、ミュンヘン、シュトラスブルク、ヴェルツブルクの諸大学では依然として七十パーセント

が医学部に学籍登録したことなどを特徴としてあげることができる。

第五期については、ドイツ留学が帝国大学の教官の再生産の方策として位置づけられた点について論究する。

政変後の明治十五年三月、海外における留学成果を効率的に、一元的に国家に還元することを主眼として、官費海外留学生規則が制定される。留学生は、成業帰国したさいには、所轄の文部省が指定する職務につくことを義務づけられる。同時に、お雇い外国人に支払う外貨の不足に対応するために、大学などで雇用する「外國教師」を「本邦人」に替え、「外國教師」の雇用にとまなう莫大な出費を削減することも官費海外留学生規則制定の眼目であった。明治二年に大学東校が「皇國之醫學獨立」という構想をしめして以来、外国人教師への依存からの脱却は懸案であったが、もはや不可避の財政的な課題となる。

明治二十六年八月、文部大臣の井上毅は帝国大学令を改正し、講座制を導入する。講座は、原則として、それぞれ一名の「教授」が担当するが、「教授ヲ欠ク場合其ノ他特別ノ事情アル場合」には「助教授又ハ囑託講師」が担当する(第一二条)。いわゆる一講座一教官制である。「講座ノ種類及其ノ数」は勅令第九十三号によって定められ(第一二条)、法科大学に二十二、医科大学に二十三、工科大学に二十一、文科大学に二十、理科大学に十七、農科大学に二十、合計百二十三講座が設置される。

井上によれば、講座を設置したのは「教官タル者ハ一身ヲ學藝ニ委シ其教授及攷究ニ専心從事スルコトヲ得セシ」めるために、「其専門トスル所」を「擔任ヲ一定セシメ」、「待遇ヲ優厚ニシテ地位ヲ安固ナラシムル」ためである。⁽⁸⁶⁾講座制は、教官の俸給と密接にかかわる。「學術ノ進歩」にともない、学科を増設し、教授を新任し、人員を増加してきた。にもかかわらず、「俸給豫算」は「他ノ政費」と同様に減額をまぬがれず、「必需ノ人員」を確保することができない。そのために、「學術技藝ヲ修メタル有為ノ士」のなかには「他ノ官職」に就くものもいる。それが、「大學

ノ衰頹」の「一原因」となっている。

講座制は、基本的には研究教育上の基礎単位として講座を設置し、各教授の専攻分担を明確にし、研究・教育の責任体制を確立しようとするものである。しかし、当時、「二十名内外ノ高給雇ノ外國教師」の俸給が大学財政を圧迫し、「近年ノ新設ニシテ創業ニ屬セル」大学の整備に支障が生じていた。明治二十六年当時、帝国大学の日本人専任教授・助教授の現員百十名にたいし、外国人教師は十五名にすぎなかった。明治二十七年度の大学予算総額は四十二万九千円であったが、そのうち外国人教師の俸給として八万二千六百円あまりが計上されていた。それは大学予算の五分の一を占める。日本人教授・助教授の俸給予算総額は十九万七千円にすぎない。⁽⁸⁷⁾

講座制が導入された一ヶ月のち、勅令第九十六号がだされ、「學科教授ノ必要」があり、「雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムル」場合には、総長が文部大臣の許可を得なければならないことが周知される。講座制の導入により、あくまでも日本人教官が講座を担当することになる。外国人教師が講座を担当することがあったとしても、それは特例である。

表一ニ ドイツ大学に学籍登録した帝国大学講座担当教授
一、法学部・法科大学

姓名	派遣	出国	帰国	在職期間	講座担当	備考
穂積陳重	文部	明9	明14	明15～45教授	明26法理学	
和田垣謙三	文部	明13	明17	明19～20教授、22～31教授	明26経済学財政学第一	明31農大教授
木場貞長	文部	明15	明19	明33～講師	明33政治学	
末岡精一	文部	明15	明19	明19～27教授	明26憲法国法学第一	

森川：ドイツ大学における明治期の日本人留学生の学籍登録情况

穂積八束	文部	明17	明22	明22～45教授	明27憲法国法第二	
宮崎道三郎	文部	明17	明21	明14助教、教授21～大11	明26羅馬法、明27法制史比較法制史	
千賀鶴太郎	私費	明17	明32	明32～京都教授	明32国際公法	
梅謙二郎	文部	明18	明23	明23～43教授	明26民法第二、明34行政法第一	
金井延	文部	明19	明23	明23～大8教授	明26経済学財政学第二、明40経済学第一	明30社会政策学会結成
高木豊三	私費	明19	明23	明26～29講師	明26～29民事訴訟法	
前田孝階	私費	明19	明23	明29講師	明29民事訴訟法	
石渡敏一	私費	明19	明23	明33～講師	明33刑事訴訟法	
一木喜徳郎	私費	明23	明27	明27～35教授	明27憲法国法学第一	
山崎覚次郎	私費	明24	明28	明35助教、39～大8教授	明39経済学第二	
岡野敬次郎	文部	明24	明28	明28～39教授、41～44教授	明28商法	
松崎藏之助	文部	明24	明27	明31～35教授、42～大8教授	明30統計学、明31経済学財政学第一、明35財政学	

※ 「京都」は京都帝国大学、その他は帝国大学または東京帝国大学を示す。

二、医学部・医科大学

姓 名	派遣	出国	帰国	在 職 期 間	講 座 担 当	備 考
大沢謙二	東校私費	明3 明11	明7 明15	明15～大4教授	明26生理学	大3日本医学会会頭

長井長義	東校 私費	明3	明17	明17～大10教授	明26薬学第三	明32東京化学会長
緒方正規	文部	明13	明17	明18講師、19～大8教授	明26衛生学、39衛生学第一	
小金井良精	文部	明13	明18	明19～大10教授	明26解剖学第二	
榑俣	文部	明14	明19	明19～30教授	明26精神病学	
三浦守治	文部	明14	明20	明20～大4教授	明26病理解剖学	
青山胤通	文部	明16	明20	明20～大6教授	明26内科学第二、28内科学第一	
隅川宗雄	文部	明15	明23	明24～大7教授	明30医化学	
佐藤三吉	文部	明15	明20	明20～大10教授	明26外科学第二	
下山順一郎	文部	明16	明20	明14～16助教授、20～45教授	明26薬学第一講座	
片山国嘉	文部	明17	明22	明14助教授、22～大10教授	明26法医学	
丹波敬三	公費	明17	明20		明26薬学第二	
河本重次郎	文部	明18	明22	明22～大11教授	明26眼科学	
浜田玄達	文部	明18	明21	明21～33教授	明26産科学婦人科学	
弘田長 <small>つなき</small>	私費	明18	明21	明21講師、22～大10教授	明26小兒科学	
荒木寅三郎	私費	明22	明28	明32～京都教授	明32医化学	大4総長
三浦謹之助	私費	明22	明25	明26助教授、28～大13教授	明28内科学第二、35内科学第一	
入沢達吉	私費	明23	明27	明28助教授、35～大14教授	明35内科学第二	
坪井次郎	文部	明23	明27	明20助教授、32～36京都教授	明32衛生学	

山極勝三郎	文部	明25	明27	明24助教授、28～大12教授	明27病理学病理解剖学第二、明43病理学病理解剖学第一	明44日本病理学会長
近藤次繁	私費	明25	明28	明30助教授、31～大14教授	明31外科第一	
猪子止之助 「かのすけ」	私費	明25	明27	明32～大10京都教授	明32外科学第一	
土肥慶蔵	文部	明26	明31	31助教授、31～大13教授	明31皮膚病学微生物学	明33皮膚病学会長

三、工科大学

姓名	派遣	出国	帰国	在職期間	講座担当	備考
高松豊吉	文部	明12	明15	明15講師、17～教授	明26応用化学第一	
中沢岩太	文部	明16	明20	明14～16助教授、明20～27教授、30～36京都教授	明26応用化学第二、31化学	明36京都高等工芸学校長

四、文学部・文科大学

姓名	派遣	出国	帰国	在職期間	講座担当	備考
中島力造	私費	明10	明23	明25～大7教授	明26心理学倫理学論理学第二	
井上哲次郎	文部	明16	明23	明15助教授、23～大12教授	明26哲学哲学史第一	
箕作元八 「ハチ」	私費	明19	明25	明35～大8教授	明35史学地理学第二	
野尻精一	文部	明19	明22	明27～30講師	明27～30教育学	高等師範学校教授兼任
坪井九馬三	文部	明20	明24	明24～教授	明26史学地理学第一	
上田万年	文部	明23	明27	明27～昭2教授	明27博言学、30国語学	

五. 理科大学 (理工科大学)

姓名	派遣	出国	帰国	在職期間	講座担当	備考
村岡龍為馳	公費	明11	明14	明31～大2京都教授	明31物理学第二	
小藤文次郎	文部	明13	明17	明17講師、19～大10教授	明26地質学第一	
藤沢利喜太郎	文部	明15	明20	明21～大10教授	明26数学第二	
阿部正義	私費	明18	明22	明31～40京都教授	明31探鉱学第二	
横山又次郎	文部	明19	明22	明22～大13教授	明26地質学第二	
松村任三	私費	明19	明21	明21助教授、23～大11教授	明26植物学第一	明30附属植物園長
田中館愛橋	文部	明20	明24	明16講師、19助教授、24～大6教授	明26物理学第二	
平山信	文部	明23	明28	明27講師、28～昭3教授	明26皇学第二	
三好学	文部	明24	明28	明28～大13教授	明28植物学第二	
長岡半太郎	文部	明25	明29	明23助教授、29～大15教授	明29应用数学	
神保小虎	私費	明25	明27	明27助教授、29～大13教授	明27地質学第三、42鉱物学	

六. 農科大学

姓名	派遣	出国	帰国	在職期間	講座担当	備考
北尾次郎	東校	明3	明16	明93～39教授	明26農林物理学・気象学	
和田垣謙三	文部	明13	明17	明31～大8教授	明41農政学・経済学第一	
石川千代松	私費	明18	明23	明23～大13教授	明26森林動物学	

志賀泰山	公費	明18	明23	明23教授、26～28講師	明26森林設制学（林学第一）	明26東京大林区署長
豊永真里	私費	明21	明24	明26助教授、39～43教授	明39農芸化学・化学第三	
佐々木忠次郎	私費	明22	明24	明23助教授、24～大10教授	明26動物学・昆虫学・養蚕学第二	
本多静六	私費	明23	明25	明25助教授、33～昭2教授	明26造林学（林学第二）	
川瀬善太郎	文部	明24		明28～大13教授	明28林政学（林学第三）	

※ 『東京大学百年史』 部局史一・二（昭和61・62年）、『京都大学七十年史』（昭和42年）、『日本博士全伝』（明治25年）などにより作成した。

帝国大学は、あくまでも「學術技藝ヲ修メタル有為ノ士」からなる「學問ノ最高府」として君臨しなければならぬ。明治期の教育制度は、帝国大学を頂点とする西欧の學術、とりわけドイツ・ウィッセンシャフトの下降・浸透のメカニズムにはかならない。その頂点に立つ講座担当教授の育成のために、留学生の海外派遣は不可欠であった。表十二のとおり、帝国大学講座担当教授の再生産のためにドイツ留学は有効な方途であり、その後も継続される。

おわりに

明治十四年の政変後、「ドイツ化」がすすみ、やがて「ドイツ一辺倒の風潮」がうまれる。ドイツへの文部省留学生は、明治八（一八七五）年にはじまる最初の五年間には全体の十三パーセントにすぎなかったが、つぎの政変の前後の五年間には九十パーセントにちかづく。明治期をとおして留学生延数六八三名のうち八十パーセントがドイツへおもむく。「ドイツ化」の波は他の官費留学生や私費留学生をもまきこむ。

「ドイツ一辺倒の風潮」がどのように生まれ、どのように展開したか明らかにするために、ふたつの側面からアプローチする必要がある。ひとつは、そうした風潮を生み出した政治的な趣向、それに連動する政策や制度という側面である。そのためには、まず、新政府の留学政策の特徴を把握し、ついで民権主義との対立のなかからドイツ国憲主義が浮かび上がる経緯について明らかにしなければならない。

もうひとつは、知的媒体としてドイツ・ヴィッセンシャフトの移植政策を実際になつた留学生の個別的な動静という側面である。とりわけ第一期には、「歐洲ヲ留學セル生徒モ大半轉學ヲ爲シ、醫ヨリ政體學ニ轉スル者、又兵事ニ移ルアリ」といわれる⁽⁹⁰⁾。留学生は一個の意志をもつ人格として移植作業にたずさわる。

なかでも「醫ヨリ政體學ニ轉スル者」、すなわち青木周蔵は、医学留学生としてドイツへ派遣され、のちに大学東校留学生に切り換えられる。みづからベルリン大学法学部に学籍登録しただけでなく、ドイツ北部連邦留学生総代として在外公使にあたる弁務使の職掌を代行し、大学東校留学生、北白川宮能久の随員などに専攻を変更させたり、ベルリンに立ち寄ったロシア留学生にたいし、ドイツにとどまるよう説得したりする。青木は、品川弥二郎などともに萩藩閥を中心として結束し、ドイツ・ヴィッセンシャフトの移植を推進するために意図的に連携する。それによつてドイツ・コネクションともいべき人脈が生まれ、日本におけるドイツ・ヴィッセンシャフトの移植基盤を整備し、明治十四年の政変において、立憲君主国家のモデルとして、プロイセン・ドイツを選択することを可能にする。

明治期のドイツ留学は、医学を軸として展開する。全期間をとおり医学部に学籍登録する日本人留学生が最多数を占めるが、政変後の明治十五年には政治学特派留学生がドイツへ派遣され、帝国大学が誕生する第四期には、法学部や哲学部への学籍登録が増加する。哲学部の学籍登録者のなかには官房学系の学科を専攻するものが増加し、また官房学系の学部に学籍登録するものもあらわれる。

学籍登録者名簿は、人的ネットワークの形成過程を究明するための貴重な手がかりとなる。たとえば、上述のドイツ・コネクションともいべき人脈、ドイツをモデルとした立憲制国家の構築の過程における人的ネットワーク、特定の学問領域における留学慣行、学問領域ごと形成され、やがて学会へと変容したと思われる人脈などがあげられる。なお、政官財の著名な人物だけが「ドイツ化」を推進し、「ドイツ一辺倒の風潮」をになったのではなく、姓名さえ確認することができないような無名の留學生が関与することによってさらに裾野をひろげたことを忘れてはいない。

【註】

- (1) 青木周蔵書翰、竹田裕伯・日野宗春宛、(慶応三年)七月初出日付、「日野家文書」、諸家文書、山口県公文書館所蔵。
- (2) 慶応三年六月二十八日付、青木周蔵書翰、日野宗春宛、「日野家文書」、諸家文書、山口県公文書館所蔵。青木は書簡のなかで「毎日蘭医之講釋と申テモ原書之残数不_レ過_二半葉_一、患者モ不_レ出_二二十人_一此モ僕等ハ診察不_レ仕候」と述べている。
- (3) 池田謙斎、「回顧録」、四六〇四七頁。
- (4) 坂根義久、「明治外交と青木周蔵」、刀水書房、昭和六〇年、四六〇四七頁。
- (5) 『青木周蔵筆記』第二、「青木周蔵関係文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (6) 『青木周蔵筆記』第三。
- (7) 『青木周蔵筆記』第二。
- (8) 「明治十四年政変とドイツ学の振興」、井上久雄、「近代日本教育法の成立」、風間書房、昭和四四年、七六四頁。
- (9) 「諸藩ヲシテ陸軍編制ハ佛蘭西式ニ依ラシム」、「法令全書」、太政官布達第六四九。
- (10) 安芸基雄、「ドイツ医学採用に関するフルベッキの証言とその時代背景」、日本医史学会『日本医史学雑誌』第一三巻第一号、昭和四二年。
- (11) 「岩佐玄珪外一名ニ醫學校取調御用掛及權判事ヲ命ス」、「太政類典』第一編、官規、任免、文書第七七、国立公文書館所蔵。

- (12) 鍵山栄、『佐賀の蘭学者たち』、佐賀新聞社、昭和五一年、一一九頁。
- (13) 石黒忠恵、『懐旧九十年』、岩波書店、一九八二年、一六七頁。
- (14) 「相良知安覚書」、東京帝国大学、『東京帝国大学五十年史』上冊、昭和七年、三七四～三七五頁。
- (15) 「青木周蔵筆記」第一。
- (16) 「日本陸軍病院記録」、大久保利謙、『明治初年醫史料』(『中外医事新報』別冊)、昭和一八年、一一～一六頁。
- (17) 「相良知安先生」、『中外医事新報』第一二八号、昭和一〇年五月。
- (18) 山口梧郎、『長谷川泰先生』、長谷川泰先生遺稿集刊行会、昭和一〇年、二八～二九頁。
- (19) 「醫學校雇英國醫師ウキリス乞暇ニ付代教師雇人ヲ該國へ託ス」、『太政類典』第一編、外国交際、外人雇入、文書第五九。
- (20) 森川潤、「ドイツ医学の採用に関する三つの疑問をめぐって」、日本医史学会『日本医史学雑誌』第三九卷第三号、平成五年九月。
- (21) 池田謙斎、『回顧録』、四五頁。
- (22) 「明治戊辰ヨリ學校履歴第老大學區醫學校」、「明治初年醫史料」、三頁。
- (23) 「相良氏書類」、「三宅秀博士文書(四)」、「日本医史学雑誌」第一二九八号、昭和一六年二月。
- (24) 「明治戊辰ヨリ學校履歴第老大學區醫學校」、三～四頁。
- (25) 同右、三～四頁。
- (26) 三条美実宛書翰、明治元年一月二三日付、日本史籍協会編、『岩倉具視関係文書』四、東京大学出版会、昭和四三年(昭和五年初版)、一八七～一九一頁。
- (27) 「懐旧九十年」、一七五～一七七頁。
- (28) 内務省衛生局、『医制五十年史』、大正一四年、七～八頁。
- (29) 「公用備忘録」、日本史籍協会編、『広沢真臣日記』、東京大学出版会、昭和四八年(昭和六年初版)、四三四～四四二頁。
- (30) 「獨乙醫二名本國ヨリ雇入伺」、「公文録」大学之部、自己巳十二月至庚午四月、文書第一七、国立公文書館所蔵。
- (31) 同右。
- (32) 「獨逸語學教師本國ヨリ雇入伺並ワグネル雇入届」、「公文録」大学之部、自己巳十二月至庚午四月、文書第一八。

- (33) 「獨逸北部聯邦公使ノ來翰」、早稲田大学所蔵、『外務省日記』、自明治三年第一号至同年第六号。
- (34) Heinz Vanden, *Deutsche Ärzte im Japan der Meiji-Zeit*. In: Joseph Kreiner (Hrsg. v.), *Deutschland—Japan. Historische Kontakte*, Bonn 1984, S. 51.
- (35) 「佐土原藩木脇良太郎獨乙國へ留學」、『太政類典』第一編、学制、生徒二、文書第三八。「松代藩原桂仙醫學修業トシテ獨逸國へ留學」、『太政類典』第一編、学制、生徒二、文書第三九。鈴木要吉、『蘭學全盛時代と蘭疇の生涯』、東京医事新誌局、昭和八年、一〇九頁。
- (36) 「篠山藩士族石川順三獨乙國へ留學」、『太政類典』第一編、学制、生徒二、文書第四四。
- (37) 石黒忠恵、『懷旧九十年』、一九六頁。
- (38) 「相良知安覚書」、東京帝国大学、『東京帝国大学五十年史』上冊、昭和七年、三七四〜三七五頁。
- (39) 「東校専門生徒留學之儀申立」、『公文録』大学之部、庚午自九月至閏一〇月、文書第三二。
- (40) 『青木周蔵筆記』第二。
- (41) 『青木周蔵筆記』第三。
- (42) 同右。
- (43) 順天堂大学編刊、『順天堂史』上卷、昭和五年、三二四頁。
- (44) 日本史籍協会編、『木戸孝允日記』二、東京大学出版会、昭和四二年(昭和八年初版)、三三二〜三三三頁。
- (45) 「獨逸語学教師本国ヨリ雇入伺並ワケネル雇入届」。
- (46) 佐藤進差出、岡本道庵宛、明治三年一月六日(一八七〇年二月六日)付、『資料一(手紙)』、順天堂大学編刊、『順天堂史』上卷、昭和五年、一〇三六〜一〇三七頁。
- (47) 荒浪市平、『醫學博士佐藤進君』、太陽臨時増刊十二周年紀念、『明治十二傑』、博文館、明治三二年六月、二五五〜三〇六頁。
- (48) 「渡洋之記二」(欧洲にて)、『第四篇 佐藤進先生事蹟(四)』、松本本松、『順天堂百五十年史』十三、『東京医事新誌』第七四卷第八号、昭和三二年八月、四七〜四八頁。
- (49) 『青木周蔵筆記』第二。
- (50) 「渡洋之記四」、『第四篇 佐藤進先生事蹟(三)』、松本本松、『順天堂百五十年史』一二、『東京医事新誌』第七四卷第七号、

昭和三年七月、四八頁。

- (51) 「醫學博士佐藤進君」、二七九頁。
- (52) 佐藤進差出、某宛、明治三年四月一八日(一八七〇年五月一八日)付、「資料一(手紙)」、『順天堂史』上卷、一〇三七頁。
- (53) 「青木周藏筆記」第一。
- (54) 「渡洋之記二(歐洲にて)」、「第四篇 佐藤進先生事蹟(四)」、松本本松、「順天堂百五十年史」十三、「東京医事新誌」第七四卷第八号、昭和三年八月、四八頁。
- (55) 佐藤進差出、神保良甫宛、明治四年四月九日(一八七一年五月三〇日)付、「資料一(手紙)」、『順天堂史』上卷、一〇四一〜一〇四三頁。
- (56) 佐藤進差出、佐藤尚中宛、明治三年八月一七日(一八七〇年九月二日)付、「資料一(手紙)」、『順天堂史』上卷、一〇三八頁。
- (57) 「青木周藏筆記」第一。
- (58) 「故萩原三圭君小伝」、「中外医事新報」第三三三三号、明治二七年二月、一七七頁。
- (59) 春畝公追頌会編刊、「伊藤博文伝」上卷、昭和一五年、六一〜六一三頁。
- (60) 九鬼隆一、「海外留學生の引上げ」、「教育五十年史」、民友社、大正一二年、一三頁。
- (61) 「各省使所轄ノ留學生一體改正處分ノ儀伺」、「公文録」文部省、明治六年八月、文書第一五。
- (62) 大沢謙二、「燈影虫語」、杏林舎、昭和三年(東京大学生理学同窓会編、一九七九年復刻)、三三〜三四頁。
- (63) 「留學生處分ノ儀派出公使へ示達案伺」、「公文録」文部省之部、明治七年一月、文書第一五。
- (64) 「海外留學生改正處分ノ儀伺」、「公文録」文部省之部、明治六年七月、文書第一四。
- (65) 「華族ノ輩外國留學ノ外自今學資ヲ給セス」、「法令全書」明治四年、第五一。
- (66) 「華族ヲシテ外國ニ留學周遊シ實學ヲ講セシムルノ詔」、「法令全書」明治四年、勅諭第五五一。
- (67) 青沼鋒太郎、「能久親王御遺蹟建碑志」、北白川宮能久親王御遺蹟保存会、昭和 一四年、三八〜三九頁。
- (68) 「特別留學生派遣及費用ノ件」、「公文録」文部省、明治一五年自正月至六月、文書第一七、国立公文書館所蔵。
- (69) 稲田正次、「明治憲法成立史」上卷、有斐閣、昭和五三年(昭和三五年初版)、一九六頁。

- (70) 「権大書記官村田保外一名獨逸國へ差遣ノ件」、「公文録」官吏進退、太政官、明治一三年、文書第三八。
- (71) 穂積陳重、「獨逸法學の日本に及ぼせる影響」、「穂積陳重遺文集」第三冊、岩波書店、昭和九年、六一八頁。
- (72) 穂積重行、「明治一法學者の出発」、岩波書店、一九八八年、二二三頁。
- (73) 同右書、八三〜三八七頁所収。
- (74) 鴨居武編、「工學博士高松豊吉傳」、化学工業時報社、昭和七年、二六〜二七頁。
- (75) 「貸費留學生條規改定」、「太政類典」第三編、学制、生徒、文書第五五。
- (76) 「英國貸費化學生高松豊吉獨逸國へ移轉修業ノ儀上申」、「公文録」文部省、明治一四年自正月至三月、文書第二九。
- (77) 「菊池大麓米國差遣ノ歸路獨逸國へ立寄ノ件」、「公文録」文部省之部、明治一六年自一月至二月、文書第五。
- (78) 「十四年進大臣」、梧蔭文庫A—四二〇、國學院大學所蔵。
- (79) 「青木周蔵筆記」第二。
- (80) 「東京大学医学部学位授与式式辞、綜理池田謙齋」(明治一三年七月)、『東京大学百年史』資料一、一〇四九〜一〇五〇頁。
- (81) 厚生省医務局編、「医制百年史」資料編、ぎょうせい、昭和五年、五四頁。
- (82) 鶴見裕輔、「後藤新平」第一卷、後藤新平伯伝記編纂会、昭和二年、四三八頁。
- (83) 「対談、私の歩んだ道——二木謙三博士の人と学問」、その五、『日本医事新報』第二〇二三号、昭和三八年、一一〇頁。
- (84) G. Bengeser, *Doktorpromotion in Deutschland*. Begriff, Geschichte, gegenwärtige Gestalt, Bonn 1964, S. 21f.
- (85) 「官費海外留學生規則制定并該留學生派遣ノ件」、「公文録」文部省之部、明治一五年自一月至六月全、文書第二〇。
- (86) 「帝國大学講座及俸給ニ係ル勅令請議案」、「梧蔭文庫」B—二七二。
- (87) 浜尾新書簡、井上毅宛、明治二七年二月日欠、『梧蔭文庫』B—二八八〇。
- (88) 海後宗臣編、『井上毅の教育政策』、一九六八年、東京大学出版会、三七八頁。
- (89) 勅令第九六号、明治二六年九月九日、『法令全書』。
- (90) 養父半右衛門宛手簡、明治六(一八七三年)三月二九日付、木代修一、『井上省三傳』、井上省三記念事業委員会、昭和一三年、六五〜六七頁。

Zusammenfassung

Über die Frequenz der sich an den deutschen Universitäten immatrikulierten Japaner in der Meiji-Zeit

Jun MORIKAWA

Nachdem die Liberalisten im Oktober 1881 aus der Regierung beseitigt wurden, kam die “Verdeutschung” voran, und tauchte die “Neigung nach dem Deutschen Reich” auf. Während der ersten fünf Jahren von 1875 bis 1879 gingen nur 13 Prozenten der japanischen Studenten, die vom Kultusministerium nach Ausland entsandt wurden, ins Deutschland. Während der nächsten fünf Jahren von 1880 bis 1884 studierten jedoch die 90 Prozentigen in Deutschland. In der Meiji-Zeit studierten insgesamt 80 Prozenten der vom Kultusministerium nach Ausland entsandten Studenten in Deutschland. Die Welle der “Verdeutschung” verschlingte die Studenten, die auf Staatskosten außer dem Kultusministerium und auf eigene Kosten studieren wollten. Ich möchte ein Teil des Lebens der japanischen Studenten in Deutschland aufklären, die den Grund zur “Verdeutschung” vorbereiteten und die “Neigung nach dem Deutschen” verkörperten.